

令和7年度 第2回

帯広市廃棄物減量等推進審議会 議事録

(概要)

日時 令和8年2月16日(月)

午後4時00分～

会場 ソネビル6階 講習会室

○ 出席委員(13名)

兼子委員、河村委員、木川委員、児玉委員、佐藤委員、島勝委員、高田委員、武田委員、得字委員、中條委員、中村委員、松原委員、水上委員

※欠席者2名

○ 事務局 大橋都市環境部参事、岡田環境室長、櫻田清掃担当次長、桑嶋清掃事業課課長補佐、福田管理係長、中村主任、石川主任、西本主任専門員

○ 傍聴等 報道関係者1名

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 協議事項

ア 令和8年度帯広市一般廃棄物処理実施計画（案）について

・事務局より説明。

○意見・質疑

会 長)

生ごみ減量の促進において、ディスポーザの記述を加えたとのこと。ディスポーザは「生ごみを粉砕してそのまま下水道に流すもの」というのが私の認識だが、合っているか。

事務局)

その通り。

会 長)

ごみが減るのは良いことだが、下水道処理施設への負担が大きくなる懸念はないか。

事務局)

ディスポーザは、主に普及しているのがシンク下に設置する「単体ディスポーザ」だが、その一方、一度処理槽で受けてから水を流すタイプも存在する。一般廃棄物処理実施計画において、以前は「ダンボールコンポスト等」のなかに含めて説明していたが、生ごみの減量につながることから、今回からより具体的な記述に改めた。

下水道への負荷については下水道担当部署とも協議を行い、事前にシミュレーションを実施している。その結果、一定量の生ごみであれば処理場で十分に処理が可能と確認できたため、帯広市では使用を認めている。ただし、設置については地域ごとのルールがあり、単体ディスポーザは雨水と汚水を分ける「分流式」の地域では設置可能だが、雨水と汚水を同一の管で流す「合流式」の地域では設置が禁止されている。場所によって制限がある点は注意が必要。

事務局)

「合流式」の地域は、市街地を中心に市内で最も早く下水道が整備されたエリア。雨水と家庭の排水を一緒に流す仕組みのため、粉碎した生ごみをそのまま流すと下水道への負担が大きいため、このエリアでは単体ディスポーザの使用はできない。

また、ディスポーザについては市ホームページ等でも案内しているが、まだ十分に周知が進んでいないのが現状。生ごみを減らす手法の一つとして、堆肥化容器や電動処理機とあわせてディスポーザもご紹介していきたい。ただし、使えない地域があることなど注意点もある。今後もホームページなどを通じて、正しく理解したうえで検討できるよう周知啓発に努めていく。

委員)

下水道への負荷が大きくないとのことだが、一定量とは具体的にどのくらいを想定しているか。特に富栄養化や赤潮への影響が懸念される。下水処理場が適切に処理できる許容量に対し、ディスポーザの流入がどの程度までなら耐えられるのか、試算データがあれば伺いたい。

次に、小型家電リサイクルに関連して。回収ボックスの投入口に入らないサイズについては、たとえ貴重な資源を含むノートパソコンであっても回収できないのか。電子機器には金やレアメタルが含まれており、非常にリサイクル価値が高いと聞く。それにもかかわらずサイズの設定があるのは、法律による制限か、それとも運用上の問題か。

最後に、バッテリーについて。最近、リチウムイオン電池の発火事故が増えているが、ハンディ扇風機など電池一体型の製品は、利用者も電池が入っていると気づかずに「燃やさないごみ」に出してしまいがち。製品にリサイクルマークがついている場合、具体的にどのように出せばよいのか分かりにくい。一体型製品やマーク付き製品の捨て方について伺いたい。

事務局)

ディスポーザを設置した際の許容量については、下水道課の試算によると、市内の全世帯の30%にディスポーザが普及したとしても、処理場の能力で十分に賄えるという結果が出ている。

事務局)

小型家電リサイクルにおいて、30cm四方のサイズ制限については、回収業者と協議して決定している。現在、帯広市ではリサイクル効率の高い16品目を対象としているが、回収・運搬の効率化を図るため、ボックスの投入口に入るサイズを一つの基準として運用している。ノートパソコンについては、専用の

回収口（45cm×55cm）を設けているが、市販されているほぼ全てのノートパソコンが回収可能な設計となっている。

次に、バッテリーの捨て方について。現在、帯広市ではリサイクルマークがついているもの、いわゆる JBRC という団体に加盟している国内主要メーカーの製品は、市内の家電量販店などの協力店で無償回収を行っている。一方で、JBRC に加入していない海外メーカーなどの製品は、量販店では受け取りを行っていないため、市が2週間に1回実施している「有害危険ごみ」の日に回収している。今後の動向としては、令和8年（2026年）4月から経済産業省の指針により、モバイルバッテリーなどの回収がメーカーに義務づけられるが、全てのメーカーがすぐに準備を整えるのは難しいため、一定の猶予期間が設けられる見込み。メーカーごとの具体的な回収ルールが決まり次第、市民の皆様に周知する予定。

これまでも広報紙やごみコミュニティメール、ホームページなどで周知を図ってきたが、引き続き正しく理解いただけるよう努めていく。

委員)

現在、電動生ごみ処理機などには購入費の助成制度があるが、ディスプレイについて同様に市として助成を行う予定はあるか。

事務局)

生ごみの自家処理を進める手法の一つとして、ディスプレイの活用が挙げられる。設置の許可については、全国の自治体でも慎重な議論が続いている。本市においても、下水道課の試算では「30%程度の普及であれば処理可能」という結果が出ているが、すぐに普及を加速させるのではなく、まずは正確な情報を周知することが優先される。特に合流式の区域では使用できないという技術的な制限もある。市民の皆様にはこうした特性を理解していただき選択いただく必要がある。現時点では、市として積極的に導入を促す段階ではないが、社会情勢や他自治体の動向を注視しながら、今後の施策の参考にしていきたいと考えている。

副会長)

ディスプレイの設置や維持管理の実情について補足する。

費用面は、導入には本体代と施工費を合わせて概ね10万円ほどかかる。機器の寿命は10年から15年程度だが、意外と故障が多いという側面もある。長期間使わずにいて内部が錆びついたり、古い製品だとメーカー撤退で修理部品がなく、本体ごと交換が必要になるケースもある。

次に、下水道への負荷については、市内にある2つの処理場で状況が異なる。「十勝川流域下水道浄化センター」は能力が高く、普及率3割程度の負荷

にも十分対応できる。一方で、古くからある「帯広川下水終末処理場」は、雨水と汚水を一緒に扱う方式のため、より慎重な検討が必要。

最後に、コスト面については、処理場側で対応が可能だとしても、汚泥の処理や水処理にかかる費用は確実に発生する。これは清掃事業とは別の会計になるが、市全体のコストとして考えていくべき重要な点であると認識している。

会 長)

下水道管そのものへの影響についても注視する必要がある。過去には、下水管が腐食したことで路面の陥没事故につながった事例もある。

委 員)

食品ロス削減をさらに進めるため、単なる周知に留まらず、より踏み込んだ仕組みを検討すべきと思う。

生ごみを出さなかった場合に報奨を与えたり、逆に出した場合には負担を求めたりといった、積極的に努力できるインセンティブを設けるやり方の導入をすべき。こうした仕組みにより、食べ物を粗末にしないという意識をより徹底できるのではないか。

事務局)

指摘の通り、経済的動機付けなどにより行動変容を促すことは重要である。そこで、委員の想定する具体的な中身を伺いたい。

委 員)

例えば、宴会の生ごみが減れば行政の処理費用も浮くことになる。その削減分を努力した店舗や市民に還元するなど。ポイント付与や優良店舗の表彰など、目に見えるメリットがあれば、削減への大きな機運が生まれる。まずは小規模な実証実験からでも検討を進めていただきたい。

副会長)

事業所は事前に処理券を購入して排出しており、減量への意識は現状でも非常に高いため、さらなるインセンティブの導入は制度的に容易ではない。

また、生ごみの分別・資源化についても慎重な判断が必要。個別に回収すれば収集車の走行距離が増え、かえってCO2排出量が増加する可能性もある。

分別すれば解決という単純な話ではなく、運搬コストや環境負荷のトータルバランスの冷静な見極めが必要な非常に複合的で難しい課題である。

委 員)

食品ロス削減には、提供後の工夫だけでなく、最初から無駄を作らない注文への取り組みが必要。具体的には、デジタルツールの活用による精度の高い人数把握や、参加者の年齢層に合わせた分量の調整など、お店側と連携した細やかな工夫が欠かせない。こうした無駄を出さないシステムを市が主導して広めることで、無理なくごみ減量に参加できる機運をつくっていくべきと思う。

(2) 報告事項

令和8年度清掃関連予算について

- ・令和8年度清掃関連予算について、事務局より説明。

○意見・質疑

委員)

昨年度と比較して、清掃総務費が減少している一方で、ごみ処理費が増加している。予算のバランスが、どのような要因でどのように数値として変化しているのか、その内訳や背景を伺いたい。

事務局)

昨年度予算からの変動要因は主に3つ。一つ目は、資源回収の奨励金を実績に合わせて減らしたこと。二つ目は、システムの入替えで予算の項目を整理したこと。三つ目は、人件費の上昇に合わせてごみ収集の委託料を確保したこと。これらによって、清掃総務費が減り、ごみ処理費が増えている。

委員)

特定財源で賄えない部分を一般財源から支出することだが、予算全体にはごみ袋の販売収入などの特定財源もある。ごみ袋の収入が具体的にどう予算に反映され、一般財源とどう使い分けられているのか詳細を伺いたい。

事務局)

ごみ処理費の約8.1億円のうち、大部分の7.8億円が収集運搬にかかる費用。内訳は、ごみが4.5億、資源が3.3億となっている。これらに対し、まずはごみ袋の売り上げなどの特定財源を充当するが、足りない分については市の一般財源（税金など）を投入して運営している。

委員)

76億5000万ほどが一般財源ということか。

事務局)

今回は予算の構造を分かりやすく示すため、特に関心の高い「ごみと資源物の収集運搬」に絞って抜粋した。

実際には、清掃総務費や複合事務組合費など、他の項目にもそれぞれ独自の財源があるが、本資料では概略を伝えるため、あえて記載を省略している。全体の予算のうち、収集運搬業務に直結する部分を整理したものである。

委員)

収支を安定させるなら、ごみ袋の値上げも一つの選択肢と思う。価格を上げれば減量のインセンティブが働く一方、不法投棄の懸念もある。

現在の価格に決定した際の経緯や、歳入と歳出のバランスが完全に一致していない現状の設定になっている背景について、伺いたい。

事務局)

平成16年のごみ袋有料化の開始当初は、収集運搬コストを全額負担いただく「1L当たり3円」の設定で、回収率は100%に近い状態だった。しかし、20年以上が経過し、現在はコストの高騰により、回収率が47%まで低下した。

本来は値上げが必要な状況だが、市民生活への影響や近隣自治体とのバランスを考慮し、現在は据え置く方針となっている。まずは、し尿処理手数料などの改定を優先し、ごみ手数料については慎重に検討を続けていく。

事務局)

ごみ処理には「運ぶ、燃やす、埋める」という工程があるが、そのうち「運ぶ」費用だけを市民の皆様に負担いただくよう決めたのが平成16年。当時は「1L当たり3円」でその費用がちょうど賄えた。それから22年、一度も値上げをせずに続けてきたので、今はすべての経費を賄えているわけではないが、収集運搬にかかる分としての負担をお願いしているということになる。

委員)

帯広市としては住民サービスの一環として、皆で負担する税金で受益者負担の部分を減らしていくという考え方だということに理解した。

事務局)

資料の「ごみ処理費」はあくまで「収集運搬」の経費。焼却や埋め立てといった「処分」の費用は、別の「複合事務組合費」に計上されている。来年度、この組合費が約60億円増えているのは、新しい中間処理施設の建設費用が増加しているため。例年は10数億円程度を処分のために負担しており、予算のうちでは「運ぶ」費用と「処分する」費用を明確に分けて管理している。

(3) その他

- ・ 前回の審議会でのアンケート結果について説明。

○意見・質疑なし

- ・ 今後の予定と議事録の公開について、事務局より説明。

閉会